

特別指導講習会 (初任・事故惹起運転者)

各地域で毎月開催!

初任運転者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。(当該トラック運送事業者において、初めてトラックに乗務する前3年間に他のトラック運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)

事故惹起運転者

死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした運転者および軽傷者を生じた事故を引き起こし、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。※軽微な事故等すべての事故者をご参加できます。

～ 指導項目 ～

- ① トラックを運転する場合の心構え
- ② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ トラックの構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
 - 自己診断テスト
 - 事故防止啓発DVD鑑賞
 - ドライブレコーダー映像による交通事故の実態と分析
 - ・ 追突事故、交差点事故の防止対策と安全運転
 - ・ 対歩行者、自転車事故の防止対策と安全運転
 - ・ ドライブレコーダー映像によるKYT (危険予知トレーニング)



受講時間：10：00～17：30

【午前】特別指導講習テキストを使って、運行を行う際に遵守すべき基本的事項等を学びます。
(一般的な指導及び監督の指針：上記①～⑫指導項目)

【午後】自己診断テストで自分の運転の傾向を確認したり、事故の映像を見ながらどんな危険が潜んでいるのか、どんなことに気を付けて運転しなければならないのかなどを一緒に考えます。

※初任運転者講習

平成29年(2017年)3月12日より、座学・実写講習が15時間以上に改正されました。

当組合は、座学のみ6時間実施しますので、実車を用いた指導(9時間以上)と実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導(20時間以上)は、組合員様の方で実施していただくこととなります。

※事故惹起者講習

当組合は、対象者に限らず事故を起こしたすべての運転者に対し、再発防止を目的として案内をしています。早急な安全教育を行うことが重大事故を防ぐことにつながりますので、ぜひご参加ください。